

動産総合保険

この保険は、保険の対象（保険の目的）である動産（レンタル品）を保管中および付随する運送中の偶然な事故による損害を補償します。

1. 保険のお支払いの対象となる主な事故

- (1) 火災（地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。）
- (2) 盗難
- (3) 運送中の事故
- (4) 破損
- (5) 車の飛び込み、飛行機の墜落
- (6) 破裂または爆発
- (7) 落雷
- (8) 水漏れ

2. お支払いの対象とならない主な損害

- (1) 保険契約者、被保険者（補償を受けられる方）または保険金受取人などの故意もしくは重大な過失による損害
- (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害
- (3) 保険の対象の欠陥・自然の消耗・さび・かび・変色・虫食いなどによる損害
- (4) 地震・噴火これらによる津波、水災による損害
- (5) 保険の対象の置き忘れ、紛失による損害
- (6) 使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害
- (7) 管球類（真空管・ブラウン管・電球など）に単独に生じた損害
- (8) 偶然な外来の事故によらない電氣的または機械的事故による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損害を除く）、破裂または爆発が生じた場合の損害については保険金のお支払い対象となります。
- (9) 詐欺または横領による損害
- (10) 保険の対象に対する修理・清掃・解体・据付などの作業上の過失または技術の拙劣による損害
- (11) 万引きなどによる損害
- (12) 運送中に生じた破損・まがり・へこみによる損害
ただし、以下の事故により生じた損害については保険金のお支払い対象となります。
●火災・爆発 ●輸送用具の転覆、墜落など ●輸送用具の他物（軌道・路面などを除く）との衝突

3. 損害保険金のお支払いについて

- (1) 保険金額は、契約時の保険の対象の価額で設定されます。
- (2) 損害保険金の額が一回の事故につき、てん補限度額を超える場合損害保険金はてん補限度額を限度とします。
- (3) 保険金額が保険価額と同額以上の場合、保険価額を限度に損害額から自己負担額を差し引いた額を損害保険金としてお支払いします。
- (4) 自己負担額（免責金額）は、一回の事故につき目的一基につき10,000円とします。
- (5) 代位求償権不行使特約付帯

■保険価額とは、損害が発生した時およびその場所における保険の対象の価額をいいます。通常時価額となります。

動産総合保険の補償内容

保険金のお支払いの対象となる主な事故

■ この保険は、保険の対象（保険の目的）である動産を保管中および付随する運送中の偶然な事故による損害からお守りする保険です。お支払いの対象となる主な事故は次のとおりです。



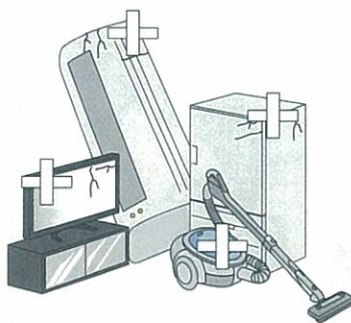
火災^(注)



盗難



運送中の事故



破損



車の飛び込み



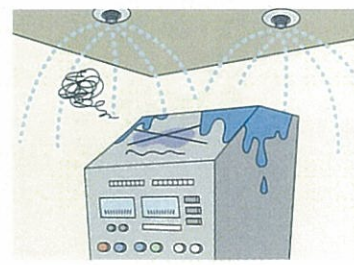
飛行機の墜落



破裂または爆発^(注)



落雷



水濡れ

(注) 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、破裂・爆発およびその際の延焼損害については、保険金のお支払いの対象となりません。